



# 茨城県報

第 2 0 6 3 号

平成21年 3 月19日

木 曜 日

## 目 次

### 規 則

ページ

茨城県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課) ..... 2

(公 安 委 員 会)

茨城県警察組織規則..... 2

### 告 示

救急告示病院の認定 (医療対策課) .....15

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2 件) (障害福祉課) .....16

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定 (2 件) (障害福祉課) .....17

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止 (3 件) (障害福祉課) .....17

大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課) .....18

大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) .....19

大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) .....21

障害者の雇用の促進等に関する法律第34条に規定する業務を行う者の指定 (2 件) (労働政策課) .....22

道路の区域の決定 (道路維持課) .....22

道路の区域の変更 (5 件) (道路維持課) .....23

道路の供用の開始 (12件) (道路維持課) .....25

土砂災害警戒区域等の指定 (河川課) .....28

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) .....28

事業計画の変更の認可 (2 件) (下水道課) .....29

茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し (会計第一課) .....30

土地改良法に基づく換地処分 (土地改良事務所) .....30

(選 挙 管 理 委 員 会)

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨.....30

政治団体の設立届出.....35

政治団体の届出事項の異動届出.....36

政治団体の解散届出.....37

資金管理団体の解散届出.....38

(人 事 委 員 会)

県内旅行起点表の一部改正.....39

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（2 件）（生活文化課） .....39

都市計画の図書の縦覧（3 件）（都市計画課） .....40

開発行為の工事完了（5 件）（建築指導課） .....41

正 誤

平成21年 3 月 2 日付け茨城県報第2058号中.....42

平成21年 3 月 9 日付け茨城県報第2060号中.....42

平成21年 3 月12日付け茨城県報第2061号中（2 件） .....42

規 則

茨城県規則第11号

茨城県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県心身障害者扶養共済条例施行規則（昭和45年茨城県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「(様式第 2 号)」を削除する。

第 6 条第 1 項第 2 号ア中「(様式第 9 号)」を削除する。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号 削除

様式第 9 号を次のように改める。

様式第 9 号 削除

付 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 5 号

茨城県警察組織規則を次のように定める。

平成21年 3 月19日

茨城県公安委員会委員長 川 又 諭

茨城県警察組織規則

茨城県警察組織規則（昭和46年茨城県公安委員会規則第 6 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 警察本部

第 1 節 部に置く職（第 2 条 第 4 条）

第 2 節 警務部（第 5 条 第15条）

第 3 節 生活安全部（第16条 第19条）

第 4 節 地域部 (第20条 第23条)

第 5 節 刑事部 (第24条 第34条)

第 6 節 交通部 (第35条 第42条)

第 7 節 警備部 (第43条 第47条)

第 8 節 課に置く室等 (第48条 第56条)

第 9 節 課等に置く職 (第57条 第65条)

第10節 警察学校 (第66条 第70条)

第 3 章 警察署 (第71条 第73条)

第 4 章 雑則 (第74条・第75条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、警察法 (昭和29年法律第162号。以下「法」という。) 第58条及び茨城県警察本部内部組織に関する条例 (昭和51年茨城県条例第33号。以下「条例」という。) 第 4 条の規定に基づき、茨城県警察の組織について必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 警察本部

第 1 節 部に置く職

(部長)

第 2 条 部に、部長を置く。

2 部長は、警察本部長 (以下「本部長」という。) の命を受け、部の事務を掌理する。

(参事官)

第 3 条 本部長は、部に、必要により参事官を置くことができる。

2 参事官は、命を受け、部の所掌事務のうち重要事項に関する事務を総括整理する。

(参事)

第 4 条 本部長は、部に、必要により参事を置くことができる。

2 参事は、命を受け、重要事項についての企画及び立案に参画し、並びに特に命じられた事務を総括整理する。

第 2 節 警務部

(首席監察官)

第 5 条 警務部に、首席監察官 1 人を置く。

2 首席監察官は、命を受け、監察に関する事務を掌理する。

(警務部の分課)

第 6 条 警務部に、次の 7 課を置くほか、監察官及び監察室を置く。

総務課

警務課

厚生課

会計課

教養課

情報管理課

留置管理課

(総務課)

第7条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公安委員会の庶務に関すること。
- (2) 機密に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 県議会及び他の関係機関との連絡に関すること。
- (5) 規則，訓令案等の審査に関すること。
- (6) 公文書類の接受，印刷，発送，編集及び保存に関すること。
- (7) 茨城県警察法令集の編集及び発行に関すること。
- (8) 警察統計（犯罪統計及び交通統計を除く。）に関すること。
- (9) 広報及び広聴に関すること。
- (10) 警察音楽隊に関すること。
- (11) 苦情の処理に関すること。
- (12) 警察署協議会に関すること。
- (13) 情報公開に関すること。
- (14) 個人情報の保護に関すること。

(警務課)

第8条 警務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察職員の人事，定員及び給与に関すること。
- (2) 警察職員の勤務制度に関すること。
- (3) 警察組織に関すること。
- (4) 警察職員の採用に関すること。
- (5) 警察職員の退職手当及び公務災害補償に関すること。
- (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- (7) 警察行政に係る犯罪被害者支援に関すること。
- (8) 犯罪被害者等給付金に関すること。
- (9) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。
- (10) 警察装備に関すること。
- (11) 警察行政に関する企画，立案及び総合調整に関すること。
- (12) 警察行政に係る国際協力に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか，部内他課の所掌に属しないこと。

(厚生課)

第9条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察職員の福利厚生に関すること。
- (2) 警察職員の健康管理（レクリエーションを含む。）に関すること。
- (3) 警察職員の恩給に関すること。
- (4) 警察共済組合に関すること。

(会計課)

第10条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算，決算及び会計に関すること。

- (2) 財産及び物品の管理及び処分に関する事。
- (3) 会計の監査に関する事。
- (4) 警察施設の営繕に関する事。
- (5) 遺失物に関する事。

(教養課)

第11条 教養課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察教養一般に関する事。
- (2) 機関紙の編集及び発行に関する事。

(情報管理課)

第12条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 電子計算組織による情報の管理の企画に関する事。
- (2) 電子計算組織の運用に関する事。
- (3) 電子計算組織を活用した事務能率の増進に関する事。
- (4) 照会センターに関する事。

(留置管理課)

第13条 留置管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 留置施設に関する事。
- (2) 被留置者の管理に関する事。
- (3) 被留置者の護送に関する事。

(監察官)

第14条 監察官は、命を受け、監察に関する事務をつかさどる。

(監察室)

第15条 監察室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 監察に関する事。
- (2) 表彰及び懲戒に関する事。
- (3) 訟務に関する事。
- (4) 損害賠償に関する事。

### 第 3 節 生活安全部

(生活安全部の分課)

第16条 生活安全部に、次の3課を置く。

生活安全総務課

少年課

生活環境課

(生活安全総務課)

第17条 生活安全総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 生活安全警察の運営に関する企画及び立案に関する事。
- (2) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事務一般に関する事。
- (3) 犯罪の予防一般に関する事。
- (4) 部の事務の総合調整に関する事。
- (5) 警察安全相談に関する事。

- (6) 風俗関係事犯及び売春関係事犯の取締りに関すること。
- (7) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。
- (8) 酩酊者、家出人、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
- (9) 軽犯罪法（昭和23年法律第39号）及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）の施行に関すること。
- (10) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関すること。
- (11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。
- (12) 古物営業法（昭和24年法律第108号）の施行に関すること。
- (13) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の施行に関すること（古物商に係るものに限る。）。
- (14) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）の施行に関すること。
- (15) 警備業法（昭和47年法律第117号）の施行に関すること。
- (16) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関すること。
- (17) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）の施行に関すること。
- (18) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の施行に関すること（少年課及び生活環境課の所掌に属するものを除く。）。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、部内他課の所掌に属しないこと。

(少年課)

第18条 少年課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 少年非行の防止に関すること。
- (2) 少年指導委員に関すること。
- (3) 少年の補導に関すること。
- (4) 少年犯罪の捜査に関すること。
- (5) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。
- (6) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。
- (7) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。
- (8) 前2号に掲げるもののほか、少年を被害者とする犯罪の防止に関すること。
- (9) 少年相談に関すること。

(生活環境課)

第19条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。
- (2) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 金融、不動産その他の経済関係事犯の取締りに関すること。
- (4) 銃砲刀剣類所持等の許可及び取締りに関すること（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 火薬類の許可及び取締りに関すること（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 高圧ガスその他の危険物関係事犯の取締りに関すること。
- (7) 核燃料物質等の運搬届出の受理及び指示書の交付に関すること。
- (8) 風俗営業及び深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の規制に関すること。
- (9) コンピュータ技術又は電気通信技術を悪用した犯罪の取締りに関すること。
- (10) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関すること。

- (1) 第 1 号から第 6 号まで及び第 9 号に掲げるもののほか、部内他課の所掌に属しない法令違反の取締りに関すること。

#### 第 4 節 地域部

(地域部の分課)

第20条 地域部に、次の 2 課及び 1 隊を置く。

地域課

通信指令課

自動車警ら隊

(地域課)

第21条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 部の事務の総合調整に関すること。
- (3) 水上警察に関すること。
- (4) 鉄道警察に関すること。
- (5) 警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用に関すること。
- (6) 列車その他の交通機関への警乗に関すること。
- (7) 雑踏警備に関すること。
- (8) 水難、山岳遭難その他の事故における人命救助及びこれらの事故の防止に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、部内他課の所掌に属しないこと。

(通信指令課)

第22条 通信指令課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 通信指令に関すること。
- (2) 警察通信に関すること。
- (3) 緊急配備に関すること。

(自動車警ら隊)

第23条 自動車警ら隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 無線自動車による警ら及び事件事故発生時の初動措置に関すること。
- (2) 核物質を管理する施設に対する警戒警備及び核燃料物質等の輸送警備に関すること。
- 2 自動車警ら隊は、水戸市東野町に置く。
- 3 自動車警ら隊に分駐隊を置く。
- 4 自動車警ら隊の分駐隊の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

#### 第 5 節 刑事部

(組織犯罪対策統括官)

第24条 刑事部に、組織犯罪対策統括官 1 人を置く。

- 2 組織犯罪対策統括官は、命を受け、条例第 3 条第 4 号エからクまでに掲げる事務を総括整理する。

(刑事部の分課)

第25条 刑事部に、次の 7 課、1 隊及び 1 所を置く。

刑事総務課

捜査第一課

捜査第二課

捜査第三課

組織犯罪対策課

薬物銃器対策課

鑑識課

機動捜査隊

科学捜査研究所

(刑事総務課)

第26条 刑事総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 刑事警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 刑事法令の研究及び捜査一般に関すること。
- (3) 部の事務の総合調整に関すること。
- (4) 捜査共助（国際捜査共助を除く。）に関すること。
- (5) 犯罪統計に関すること。
- (6) 通訳及び翻訳に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内他課の所掌に属しないこと。

(捜査第一課)

第27条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に関すること。
- (2) 暴行、傷害その他の粗暴犯の捜査に関すること。
- (3) 人質犯罪及び誘拐犯罪の捜査に関すること。
- (4) 過失犯の捜査に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部内他課の所掌に属しない犯罪の捜査に関すること。
- (6) 変死体に関すること。

(捜査第二課)

第28条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知的犯罪の捜査に関すること。
- (2) 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に関すること。
- (3) 公職の選挙、国民投票その他の投票及び住民の直接請求に係る犯罪の捜査に関すること。

(捜査第三課)

第29条 捜査第三課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 窃盗犯の捜査に関すること。
- (2) 移動警察に関すること。
- (3) 犯罪手口に関すること。

(組織犯罪対策課)

第30条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 暴力団及び外国人犯罪組織対策に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 暴力団情報の収集及び整理に関すること。
- (3) 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の施行に関すること。
- (5) 暴力団排除活動に関すること。



- (6) 外国人に係る犯罪に関する情報の収集及び整理に関すること。
- (7) 外国人による組織犯罪の取締りに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関すること（生活安全総務課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 国際捜査共助に関すること。

(薬物銃器対策課)

第31条 薬物銃器対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 麻薬、覚せい剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。
- (2) けん銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

(鑑識課)

第32条 鑑識課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 犯罪鑑識に関すること。
- (2) 犯罪鑑識資料の収集及び記録の整理保存に関すること。

(機動捜査隊)

第33条 機動捜査隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 重要事件の初動捜査活動に関すること。
  - (2) 各種犯罪の検挙及び取締りに関すること。
- 2 機動捜査隊は、水戸市東野町に置く。
  - 3 機動捜査隊に分駐隊を置く。
  - 4 機動捜査隊の分駐隊の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

(科学捜査研究所)

第34条 科学捜査研究所においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 法医学、理化学、心理学及び文書に関する研究並びに鑑定に関すること。
- (2) 科学的検査及び実験に関すること。

## 第6節 交通部

(交通部の分課)

第35条 交通部に、次の5課及び2隊を置く。

交通企画課

交通指導課

交通規制課

運転免許課

運転管理課

交通機動隊

高速道路交通警察隊

(交通企画課)

第36条 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 交通事故防止対策一般に関すること。
- (3) 部の事務の総合調整に関すること。
- (4) 道路の交通に関する統計に関すること。
- (5) 交通安全教育及び交通安全運動に関すること。

(6) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関する事（交通指導課の所掌に属するものを除く。）。

(7) 前各号に掲げるもののほか、部内他課の所掌に属しないこと。

(交通指導課)

第37条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 道路交通関係法令違反の取締りに関すること。
- (2) 交通反則行為の処理に関すること。
- (3) 交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による車両の使用者に対する指示、放置違反金に関する事務及び車両の使用の制限に関すること。
- (5) 暴走族対策に関すること。

(交通規制課)

第38条 交通規制課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 道路の交通の規制に関すること。
- (2) 道路の交通の管制に関すること。
- (3) 信号機、道路標識及び道路標示その他交通安全施設に関すること。
- (4) 道路使用、制限外積載等の許可及び自動車保管場所の証明に関すること。

(運転免許課)

第39条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 運転免許事務の企画及び調整に関すること。
- (2) 運転免許証に関すること。
- (3) 運転免許試験に関すること。
- (4) 運転免許を受けようとする者及び指定自動車教習所職員に対する講習に関すること。
- (5) 自動車教習所に関すること。

2 運転免許課は、東茨城郡茨城町大字長岡に置く。

(運転管理課)

第40条 運転管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 運転免許の取消し、停止等に関すること。
- (2) 運転免許に係る講習（運転免許課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 指定講習機関に関すること。

2 運転管理課は、東茨城郡茨城町大字長岡に置く。

(交通機動隊)

第41条 交通機動隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通指導取締りに関すること。
- (2) 交通事故及び犯罪の捜査の初動措置に関すること。

2 交通機動隊は、水戸市東野町に置く。

3 交通機動隊に方面隊及び分駐隊を置く。

4 交通機動隊の方面隊及び分駐隊の名称及び位置は、別表第3のとおりとする。

(高速道路交通警察隊)

第42条 高速道路交通警察隊においては、高速道路における次の事務をつかさどる。

- (1) 交通事故防止対策に関すること。
  - (2) 交通指導取締りに関すること。
  - (3) 交通事故・事件の捜査及び処理に関すること。
  - (4) 交通の規制に関すること (交通規制課の所掌に属するものを除く。)
  - (5) 犯罪の捜査の初動措置に関すること。
- 2 高速道路交通警察隊は、水戸市加倉井町に置く。
  - 3 高速道路交通警察隊に分駐隊を置く。
  - 4 高速道路交通警察隊の分駐隊の名称及び位置は、別表第 4 のとおりとする。

#### 第 7 節 警備部

(警備部の分課)

第43条 警備部に、次の 3 課及び 1 隊を置く。

公安課

警備課

外事課

機動隊

(公安課)

第44条 公安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 部の事務の総合調整に関すること。
- (3) 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。
- (4) 警備情報の収集、整理その他警備情報に関すること (外事課の所掌に属するものを除く。)
- (5) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること (外事課の所掌に属するものを除く。)

ア 刑法 (明治40年法律第45号) 第 2 編第 2 章及び第 3 章に規定する犯罪

イ 破壊活動防止法 (昭和27年法律第240号) に規定する犯罪

ウ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法 (昭和27年法律第138号) 第 6 条及び第 7 条に規定する犯罪

エ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法 (昭和29年法律第166号) に規定する犯罪

- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成11年法律第147号) の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内他課の所掌に属しないこと。

(警備課)

第45条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警衛に関すること。
- (2) 警護に関すること。
- (3) 警備方針の策定及び実施に関すること (地域課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 治安警備に関すること。
- (5) 核物質の防護対策に関すること。
- (6) 災害警備に関すること (地域課の所掌に属するものを除く。)
- (7) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

## (外事課)

第46条 外事課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。

ア 外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する犯罪

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する犯罪

ウ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの

エ 第44条第5号に掲げる犯罪その他警備犯罪であって第2号及び第3号に規定する活動に関するもの

(2) 外国人に係る警備情報の収集、整理その他外国人に係る警備情報に関すること。

(3) 国際テロリズムに関する警備情報の収集、整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。

## (機動隊)

第47条 機動隊においては、次の事務をつかさどる。

(1) 部隊活動による警備警戒に関すること。

(2) 集団警ら又は機動警らによる各種犯罪の予防検挙に関すること。

2 機動隊は、水戸市吉沢町に置く。

第8節 課に置く室等

## (公安委員会補佐室)

第48条 警務部総務課に、公安委員会補佐室を置く。

2 公安委員会補佐室は、第7条第1号に掲げる事務及び次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 公安委員会の機密に関すること。

(2) 公安委員会の公印の管守に関すること。

(3) 法第43条の2第1項及び第2項に規定する事務についての公安委員会の補佐並びに同条第3項の規定による補助に関すること。

## (広報広聴室)

第49条 警務部総務課に、広報広聴室を置く。

2 広報広聴室は、第7条第9号から第11号までに掲げる事務をつかさどる。

## (犯罪被害者支援室)

第50条 警務部警務課に、犯罪被害者支援室を置く。

2 犯罪被害者支援室は、第8条第7号から第9号までに掲げる事務をつかさどる。

## (安全・安心まちづくり推進室)

第51条 生活安全部生活安全総務課に、安全・安心まちづくり推進室を置く。

2 安全・安心まちづくり推進室は、第17条第2号、第3号（子どもと女性の安全対策室の所掌に属するものを除く。）、第9号及び第17号に掲げる事務をつかさどる。

## (子どもと女性の安全対策室)

第52条 生活安全部生活安全総務課に、子どもと女性の安全対策室を置く。

2 子どもと女性の安全対策室は、第17条第5号、第10号及び第11号に掲げる事務並びに同条第3号に掲げる事務のうち子どもと女性を犯罪被害から守る対策に関する事務をつかさどる。

## (航空隊)

第53条 地域部地域課に、茨城県警察航空隊（以下「航空隊」という。）を置く。

2 航空隊は、第21条第5号に掲げる事務のうち警察用航空機の運用に関する事務をつかさどる。

3 航空隊は、小美玉市与沢に置く。

(鉄道警察隊)

第54条 地域部地域課に、鉄道警察隊を置く。

2 鉄道警察隊は、第21条第4号に掲げる事務をつかさどる。

3 鉄道警察隊は、水戸市宮町一丁目に置く。

(国際捜査支援センター)

第55条 刑事部刑事総務課に、国際捜査支援センターを置く。

2 国際捜査支援センターは、第26条第6号に掲げる事務及び職員に対する外国語の教養に関する事務をつかさどる。

(暴走族対策室)

第56条 交通部交通指導課に、暴走族対策室を置く。

2 暴走族対策室は、第37条第5号に掲げる事務をつかさどる。

第9節 課等に置く職

(課長等)

第57条 課に課長を、隊に隊長を、所に所長を置く。

2 課長、隊長及び所長は、命を受け、課、隊及び所の所掌する事務を掌理する。

(監察室長)

第58条 監察室に、監察室長を置く。

2 監察室長は、監察官をもって充てる。

3 監察室長は、命を受け、第15条各号に掲げる事務を掌理する。

(室長等)

第59条 課に置く室、隊及びセンター(以下「課内室等」という。)に、それぞれ室長、隊長及び所長を置く。

2 室長、隊長及び所長は、命を受け、課内室等の所掌する事務を掌理する。

(総括理事官等)

第60条 課に総括理事官又は理事官を置く。

2 総括理事官は、命を受け、課の運営について課長を補佐するとともに、関係事務を総括整理する。

3 理事官は、命を受け、課の運営について課長を補佐するとともに、関係事務を整理する。

(管理官)

第61条 本部長は、課及び監察室に、必要により管理官を置くことができる。

2 管理官は、命を受け、特定の事務についての企画、立案及び指導に参画し、並びに関係事務を整理する。

(副参事等)

第62条 本部長は、課、監察室及び所に、必要により副参事及び技佐を置くことができる。

2 副参事は、命を受け、特定の事項についての企画及び立案に参画し、並びに特に命じられた困難な事務に当たる。

3 技佐は、命を受け、特定の事項についての企画及び立案に参画し、並びに特に命じられた困難な専門技術に当たる。

(刑事調査官)

第63条 刑事部捜査第一課に、刑事調査官を置く。

2 刑事調査官は、第27条第6号に掲げる事務をつかさどる。

(上席鑑定官)

第64条 刑事部科学捜査研究所に、上席鑑定官を置く。

2 上席鑑定官は、命を受け、第34条各号に掲げる事務のうち、特に重要かつ高度な事務をつかさどる。

(首席交通聴聞官)

第65条 交通部運転管理課に、首席交通聴聞官を置く。

- 2 首席交通聴聞官は、命を受け、第40条第1項第1号に掲げる事務をつかさどる。

第10節 警察学校

(警察学校)

第66条 茨城県警察学校(以下「警察学校」という。)は、東茨城郡茨城町大字上石崎に置く。

(学校長)

第67条 警察学校に、学校長を置く。

- 2 学校長は、命を受け、校務を掌理する。

(副校長)

第68条 警察学校に、副校長を置く。

- 2 副校長は、命を受け、警察学校の運営について学校長を補佐し、関係事務を整理するとともに、学校長に事故あるとき又は学校長が欠けたときは、その職務を代行する。

(学生指導官)

第69条 本部長は、警察学校に、必要により学生指導官を置くことができる。

- 2 学生指導官は、命を受け、特定の事務についての企画、立案及び指導に参画し、並びに関係事務を整理する。

(副参事)

第70条 本部長は、警察学校に、必要により副参事を置くことができる。

- 2 前項の副参事については、第62条第2項の規定を準用する。

第3章 警察署

(副署長)

第71条 警察署に、副署長を置く。

- 2 副署長は、命を受け、警察署の事務を整理するとともに、署長に事故あるとき又は署長が欠けたときは、その職務を代行する。

(地域官等)

第72条 本部長は、警察署に、必要により地域官、刑事官又は交通官を置くことができる。

- 2 地域官は、命を受け、警察署の事務のうち地域警察の運営について署長を補佐する。
- 3 刑事官は、命を受け、警察署の事務のうち刑事警察及び生活安全警察の運営について署長を補佐する。
- 4 交通官は、命を受け、警察署の事務のうち交通警察の運営について署長を補佐する。

(副参事)

第73条 本部長は、警察署に、必要により副参事を置くことができる。

- 2 前項の副参事については、第62条第2項の規定を準用する。

第4章 雑則

(所掌事務に関する特例措置)

第74条 本部長は、特に必要があると認めるときは、臨時に、警察本部の一の課(隊及び所を含む。以下この条において同じ。)の所掌に属する事務をその課の属する部の他の課に行わせることができる。

(委任)

第75条 この規則の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 別表第 1 (第23条関係)

## 茨城県警察自動車警ら隊分駐隊

| 名称               | 位置     |
|------------------|--------|
| 茨城県警察自動車警ら隊牛久分駐隊 | 牛久市下根町 |
| 茨城県警察自動車警ら隊下妻分駐隊 | 下妻市下宮  |

## 別表第 2 (第33条関係)

## 茨城県警察機動捜査隊分駐隊

| 名称              | 位置      |
|-----------------|---------|
| 茨城県警察機動捜査隊鹿嶋分駐隊 | 鹿嶋市大字宮中 |
| 茨城県警察機動捜査隊牛久分駐隊 | 牛久市下根町  |
| 茨城県警察機動捜査隊下妻分駐隊 | 下妻市下宮   |

## 別表第 3 (第41条関係)

## 茨城県警察交通機動隊方面隊及び分駐隊

| 名称              | 位置        |
|-----------------|-----------|
| 茨城県警察交通機動隊県西方面隊 | 下妻市下宮     |
| 茨城県警察交通機動隊日立分駐隊 | 日立市本宮町四丁目 |
| 茨城県警察交通機動隊潮来分駐隊 | 潮来市洲崎     |
| 茨城県警察交通機動隊牛久分駐隊 | 牛久市下根町    |

## 別表第 4 (第42条関係)

## 茨城県警察高速道路交通警察隊分駐隊

| 名称                   | 位置        |
|----------------------|-----------|
| 茨城県警察高速道路交通警察隊谷和原分駐隊 | つくばみらい市筒戸 |
| 茨城県警察高速道路交通警察隊日立北分駐隊 | 日立市砂沢町    |
| 茨城県警察高速道路交通警察隊友部分駐隊  | 笠間市平町     |

---

告 示

---

## 茨城県告示第343号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院である。なお、当該病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成24年3月12日である。

平成21年3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名 称                    | 所 在 地               |
|------------------------|---------------------|
| 小美玉市医療センター             | 小美玉市中延651 - 2       |
| 株式会社日立製作所 日立総合病院       | 日立市城南町 2 - 1 - 1    |
| 総合病院 取手協同病院            | 取手市本郷 2 - 1 - 1     |
| 医療法人社団 輝峰会 東取手病院       | 取手市井野246            |
| 西間木病院                  | 取手市戸頭 1 - 8 - 21    |
| 取手北相馬保健医療センター医師会病院     | 取手市野々井1926          |
| 医療法人社団 宗仁会病院           | 取手市岡1467            |
| 医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院     | 牛久市猪子町896           |
| 医療法人 美湖会 三浦中央病院        | 稲敷郡美浦村宮地596         |
| 東京医科大学霞ヶ浦病院            | 稲敷郡阿見町中央 3 - 20 - 1 |
| 独立行政法人国立病院機構 霞ヶ浦医療センター | 土浦市下高津 2 - 7 - 14   |
| 総合病院 土浦協同病院            | 土浦市真鍋新町11 - 7       |
| 医療法人 重陽会 斉藤病院          | 石岡市旭台 1 - 17 - 26   |
| 石岡市医師会病院               | 石岡市大砂10528 - 25     |
| 水海道さくら病院               | 常総市水海道森下町4447       |
| 医療法人 江東会 存身堂病院         | 坂東市岩井3293           |
| 友愛記念病院                 | 古河市東牛谷707           |
| 古河赤十字病院                | 古河市上辺見1300 - 13     |
| 茨城西南医療センター病院           | 猿島郡境町2190           |

茨城県告示第344号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称                      | 事業所の所在地             | 事業者の名称           | 主たる事務所の所在地          | 指 定 年月日   | サービ<br>スの 種 類 |
|------------|-----------------------------|---------------------|------------------|---------------------|-----------|---------------|
| 0810300012 | 社会福祉法人土浦市社会福祉協議会 訪問介護事業所うらら | 土浦市大和町9番2号 ウララ2ビル4階 | 社会福祉法人土浦市社会福祉協議会 | 土浦市大和町9番2号 ウララ2ビル4階 | 平成21年4月1日 | 行動援護          |

茨城県告示第345号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌



| 事業所番号      | 事業所の名称 | 事業所の所在地   | 事業者の名称    | 主たる事務所の所在地 | 指 定<br>年月日    | サービ<br>スの 種 類          |
|------------|--------|-----------|-----------|------------|---------------|------------------------|
| 0810400176 | あじさい学園 | 古河市鴻巣1179 | 社会福祉法人共生社 | 古河市鴻巣1179  | 平成21年<br>4月1日 | 就労移行支援<br>就労継続支援<br>B型 |

## 茨城県告示第346号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 施設の名称 | 施設の所在地                | 設置者の名称        | 施設の主たる事務所の所在地         | 指 定<br>年月日    | 障害者支援施設<br>のサービスの<br>種類及び定員 |     |
|------------|-------|-----------------------|---------------|-----------------------|---------------|-----------------------------|-----|
| 0817100035 | 紫峰厚生園 | 桜川市真壁町下谷<br>員1595番地 2 | 社会福祉法人紫<br>峰会 | 桜川市真壁町下谷<br>員1595番地 2 | 平成21年<br>4月1日 | 生活介<br>護                    | 50名 |
|            |       |                       |               |                       |               | 施設入<br>所支援                  | 50名 |

## 茨城県告示第347号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 施設の名称 | 施設の所在地           | 設置者の名称          | 施設の主たる事務所の所在地    | 指 定<br>年月日    | 障害者支援施設<br>のサービスの<br>種類及び定員 |     |
|------------|-------|------------------|-----------------|------------------|---------------|-----------------------------|-----|
| 0812900157 | 神栖啓愛園 | 神栖市知手3653 -<br>1 | 社会福祉法人神<br>栖啓愛園 | 神栖市知手3653 -<br>1 | 平成21年<br>4月1日 | 生活介<br>護                    | 54名 |
|            |       |                  |                 |                  |               | 就労移<br>行支援                  | 6名  |
|            |       |                  |                 |                  |               | 施設入<br>所支援                  | 50名 |

## 茨城県告示第348号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所の番号     | 事業所の名称               | 事業所の所在地       | 事業者の名称     | サービスの種類        | 廃止年月日         |
|------------|----------------------|---------------|------------|----------------|---------------|
| 0810500116 | 社団法人石岡市医師会ヘルパーステーション | 石岡市大砂10528-25 | 社団法人石岡市医師会 | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 平成21年<br>4月1日 |

## 茨城県告示第349号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所の番号     | 事業所の名称 | 事業所の所在地    | 事業者の名称    | サービスの種類    | 廃止年月日          |
|------------|--------|------------|-----------|------------|----------------|
| 0811600071 | 愛の里    | 笠間市大橋一丁田12 | 社会福祉法人朝日会 | 自立訓練（生活訓練） | 平成21年<br>3月31日 |

## 茨城県告示第350号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所の番号     | 事業所の名称 | 事業所の所在地     | 事業者の名称              | サービスの種類 | 廃止年月日         |
|------------|--------|-------------|---------------------|---------|---------------|
| 0811800101 | オーロラ   | 坂東市沓掛1805-1 | 特定非営利活動法人<br>オンリーワン | 就労移行支援  | 平成21年<br>4月1日 |

## 茨城県告示第351号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び平成21年3月31日までの間県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に平成21年3月31日までは茨城県県南地方総合事務所商工労働課、平成21年4月1日以降は茨城県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社ケーズホールディングス

代表取締役 加藤 修一

## (2) 住所

水戸市柳町一丁目13番20号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケースデンキつくばみらい店  
つくばみらい市小絹708番1 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称     | 住 所            | 代表者氏名   |
|-----------------|----------------|---------|
| 株式会社ケースホールディングス | 水戸市柳町一丁目13番20号 | 加 藤 修 一 |

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年10月27日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,939m<sup>2</sup>

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数 339台
- イ 駐輪場の収容台数 91台
- ウ 荷さばき施設の面積 120m<sup>2</sup>
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 27m<sup>3</sup>

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(開店時刻) 午前10時  
(閉店時刻) 午後9時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分～午後9時30分
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
3箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時～午後9時

3 届出年月日

平成21年 2月26日

茨城県告示第352号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び平成21年3月31日までの間県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内、平成21年3月31日までは茨城県県北地方総合事務所商工労政課、平成21年4月1日以降は茨

城県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成21年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

双日株式会社

代表取締役 加 瀬 豊

(2) 住所

東京都港区赤坂六丁目 1 番20号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

上水戸ショッピングセンター

水戸市上水戸二丁目 9 番10号

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後 9 時 (年間180日は午後10時)

(変更後) 開店時刻 午前 8 時

閉店時刻 午後11時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～午後 9 時30分 (年間180日は午後10時30分)

(変更後) 午前 7 時30分～午後11時30分 (一部午前 7 時30分～午後 9 時)

(3) 変更する年月日

平成21年 3 月13日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                   | 代表者氏名   |
|-------------|-----------------------|---------|
| 株式会社長崎屋     | 東京都中央区東日本橋一丁目 1 番 5 号 | 成 沢 潤 治 |

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

13,102m<sup>2</sup>

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 666台

(イ) 駐輪場の収容台数 300台

(ウ) 荷さばき施設の面積 80m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 66m<sup>3</sup>

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 駐車場の出入口の数

9 箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時 ~ 午後 9 時

## 3 届出年月日

平成21年 3月 5日

## 茨城県告示第353号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間、平成21年 3月31日までは県南地方総合事務所商工労政課、平成21年 4月 1 日以降は茨城県商工労働部中小企業課において縦覧に供する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアシティ 荒川本郷

稲敷郡阿見町本郷第一土地区画77街区 3 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成20年11月20日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 荒川本郷ショッピングセンター

(変更後) ピアシティ 荒川本郷

## (イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所 | 代表者氏名 |
|-------------|-----|-------|
| 未定          | 未定  | 未定    |

(変更後)

| 氏 名 又 は 名 称     | 住 所                          | 代表者氏名     |
|-----------------|------------------------------|-----------|
| 株式会社ツルハホールディングス | 北海道札幌市東区北24条東20丁目 1 - 21     | 鶴 羽 樹     |
| 株式会社マックハウス      | 東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号新高円寺ツインビル | 栗 原 勝 利   |
| 株式会社チヨダ         | 東京都杉並区成田東 4 - 39 - 8         | 船 橋 政 男   |
| 株式会社ハニーズ        | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27 - 1       | 江 尻 義 久   |
| 株式会社千金ワールド      | 神奈川県川崎市川崎区小川町10 - 5          | 木 下 い ず み |
| 株式会社セリア         | 岐阜県大垣市外濑二丁目38番地              | 河 合 宏 光   |
| 藤久株式会社          | 愛知県名古屋市名東区高社一丁目210           | 後 藤 薫 徳   |
| もしもん株式会社        | 埼玉県上尾市緑丘三丁目 5 - 28           | 栗 原 志 功   |
| 未定              | 未定                           | 未定        |

## (3) 届出年月日

平成20年11月 4 日

## 2 市町村の意見

特になし

## 茨城県告示第354号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、平成21年 3月19日付けで同法第34条に規定する業務を行う者として次の法人を指定したので、同法第35条において準用する同法第27条第 2 項の規定により公示する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 名 称 社会福祉法人創志会
- 2 住 所 茨城県つくば市上郷7563 - 67番地
- 3 事務所の所在地 茨城県つくば市上郷7563 - 67番地
- 4 主な活動区域 つくば市、つくばみらい市、常総市

## 茨城県告示第355号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、平成21年 3月19日付けで同法第34条に規定する業務を行う者として次の法人を指定したので、同法第35条において準用する同法第27条第 2 項の規定により公示する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 名 称 社会福祉法人町にくらす会
- 2 住 所 茨城県ひたちなか市長砂1561番地 4
- 3 事務所の所在地 茨城県ひたちなか市長砂1561番地 4
- 4 主な活動区域 常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町

## 茨城県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成21年 3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

| 整 理 号 | 道路の種類 | 路線名       | 区間                                                 | 敷地の幅員                    | 延長          |
|-------|-------|-----------|----------------------------------------------------|--------------------------|-------------|
| 504   | 県道    | 潮来土浦自転車道線 | かすみがうら市牛渡7200番<br>1地先から<br>かすみがうら市牛渡7200番<br>1地先まで | メートル<br>最大 3.3<br>最小 3.3 | メートル<br>121 |

茨城県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那珂湊那珂線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                                                    | 旧新の別  | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要  |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|------|------|
| ひたちなか市国神前8417番1地先から<br>ひたちなか市柳沢1069番1地先まで<br>ひたちなか市田中後7634番1地先から<br>ひたちなか市柳沢1080番1地先まで | 旧     | メートル    | メートル |      |
|                                                                                        |       | 最大 27.0 | 610  |      |
|                                                                                        |       | 最小 8.5  |      |      |
|                                                                                        |       | 最大 46.0 | 651  |      |
| ひたちなか市田中後7634番1地先から<br>ひたちなか市柳沢1080番1地先まで                                              | 新 (B) | 最大 46.0 | 651  | 旧道移管 |
|                                                                                        |       | 最小 14.0 |      |      |

茨城県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号
- 3 道路の区域

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要  |
|----------------------------------------|------|---------|------|------|
| 那珂市西木倉字諏訪ノ前25番地先から<br>那珂市豊喰字台122番4地先まで | 旧    | メートル    | メートル |      |
|                                        |      | 最大 13.7 | 256  |      |
|                                        |      | 最小 10.4 |      |      |
|                                        |      | 最大 33.0 | 256  |      |
|                                        | 新    | 最大 33.0 | 256  | 現道拡幅 |
|                                        |      | 最小 10.4 |      |      |

茨城県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道

## 2 路 線 名 那珂湊那珂線

## 3 道路の区域

| 区 間                                                                                         | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延 長   | 摘 要       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------|-------|-----------|
| 那珂市中台字南次男分733番 5 地先から<br>那珂市西木倉字長堀180番12地先まで<br>那珂市中台字南次男分495番12地先から<br>那珂市豊喰字久保601番 1 地先まで | 旧    | メートル    | メートル  |           |
|                                                                                             |      | 最大 29.5 | 3,192 |           |
|                                                                                             |      | 最小 4.5  |       |           |
|                                                                                             |      | 最大 44.5 | 1,720 |           |
| 那珂市中台字南次男分733番 5 地先から<br>那珂市西木倉字長堀180番12地先まで<br>那珂市中台字南次男分495番12地先から<br>那珂市豊喰字久保655番 1 地先まで | 新    | 最大 29.5 | 3,192 | バイパス区間の延伸 |
|                                                                                             |      | 最小 4.5  |       |           |
|                                                                                             |      | 最大 44.5 | 2,406 |           |
|                                                                                             |      | 最小 23.0 |       |           |

## 茨城県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年 3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 道路の種類 県道

## 2 路 線 名 内原塩崎線

## 3 道路の区域

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要  |
|--------------------------------------------|------|---------|------|------|
| 東茨城郡茨城町上石崎4696番 9 から<br>東茨城郡茨城町若宮894番 4 まで | 旧    | メートル    | メートル |      |
|                                            |      | 最大 7.4  | 620  |      |
|                                            |      | 最小 6.2  |      |      |
|                                            |      | 最大 15.0 | 620  |      |
|                                            | 新    | 最大 15.0 | 620  | 現道拡幅 |
|                                            |      | 最小 12.5 |      |      |

## 茨城県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年 3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 道路の種類 県道

## 2 路 線 名 水戸神栖線

## 3 道路の区域



| 区 間                                          | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延 長         | 摘 要  |
|----------------------------------------------|------|---------------------------|-------------|------|
| 東茨城郡茨城町上石崎2323番 3 から<br>東茨城郡茨城町上石崎3680番 1 まで | 旧    | メートル<br>最大 11.4<br>最小 6.2 | メートル<br>138 |      |
|                                              | 新    | 最大 18.0<br>最小 7.0         | 138         | 現道拡幅 |

## 茨城県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 城里那珂線
- 2 供用開始の区間 水戸市藤が原3丁目1117番587から  
東茨城郡城里町大字那珂西字中宿2235番3まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月24日

## 茨城県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 竜ヶ崎阿見線
- 2 供用開始の区間 龍ヶ崎市愛戸町12番1地先から  
龍ヶ崎市柏ヶ作1077番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月19日

## 茨城県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 笠間つくば線
- 2 供用開始の区間 つくば市国松字馬場70番3地先から  
つくば市国松字中道3017番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月30日

## 茨城県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年 3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 那珂湊那珂線
- 2 供用開始の区間 那珂市豊喰字久保601番20地先から  
那珂市豊喰字久保655番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 3月30日

茨城県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年 3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 118号
- 2 供用開始の区間 那珂市西木倉字諏訪ノ前25番地先から  
那珂市豊喰字台122番 4 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 3月30日

茨城県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年 3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 潮来土浦自転車道線
- 2 供用開始の区間 かすみがうら市牛渡7200番 1 地先から  
かすみがうら市牛渡7200番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 3月19日

茨城県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年 3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 124号
- 2 供用開始の区間 神栖市波崎字明神前8828番 4 地先から  
神栖市波崎字明神前8828番 4 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 3月24日

茨城県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年 3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 茨城鹿島線
- 2 供用開始の区間 鉾田市下富田803番 9 地先から  
鉾田市鳥栖1848番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 3月26日

茨城県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年 3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 内原塩崎線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡茨城町大字上石崎字原138番 5 地先から  
東茨城郡茨城町大字上石崎字原179番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 3月19日

茨城県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年 3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 常陸太田大子線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字大生瀬字桃田815番 2 から  
久慈郡大子町大字大生瀬字桃田827番 8 まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 3月19日

茨城県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年 3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 125号
- 2 供用開始の区間 稲敷郡美浦村大字大谷字谷津入1866番地先から  
稲敷郡美浦村大字大谷字谷津入1867番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 3月25日

茨城県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年 3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 土浦稲敷線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡阿見町実穀字向野 2 番 1 地先から  
稲敷郡阿見町実穀字兵崎43番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 3月23日

茨城県告示第374号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定に基づき土砂災害警戒区域を、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、結城市役所防災交通課及び茨城県筑西土木事務所において縦覧に供する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 土砂災害警戒区域

| 市町村名 | 土砂災害警戒区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域の表示       |
|------|-------------|---------------------|-------------------|
| 結城市  | 七五三場        | 急傾斜地の崩壊             | 次の図のとおり<br>(図面省略) |

2 土砂災害特別警戒区域

| 市町村名 | 土砂災害特別警戒区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------|---------------|---------------------|------------------------------------------------|
| 結城市  | 七五三場          | 急傾斜地の崩壊             | 次の図のとおり<br>(図面省略)                              |

茨城県告示第375号

鹿嶋市平井東部土地区画整理組合の事業計画の変更については、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、次のとおり認可したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 鹿嶋市平井東部土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 鹿嶋市平井961番 1

事 業 施 行 期 間 自 平成 6 年 6 月23日

至 平成21年 3月31日

施 行 地 区 鹿嶋市大字平井字長町、字長丁の全部、字前山、字南、字鹿島道南、字高尾崎北、字鳩塚東の各一部、大字粟生字十二神、字東山の各一部

設立認可の年月日 平成 6 年 6 月23日

2 公告すべき変更の内容

事業施行期間 自 平成6年6月23日  
至 平成25年3月31日

3 変更認可の年月日 平成21年3月19日

茨城県告示第376号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 北茨城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
北茨城都市計画下水道事業北茨城公共下水道
- 3 事業期間 平成5年5月10日から  
平成29年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分  
なし
- (2) 使用の部分

平成5年5月10日茨城県告示第662号、平成11年10月21日茨城県告示第1123号及び平成15年3月31日茨城県告示第493号の事業地に、北茨城市磯原町磯原字羽黒山及び字川上前の全部並びに磯原町磯原字緑ヶ作、字堂平、字八木沢、字八木沢前、字宮ノ前、字東成石、字離山、字西カセイ田及び字大石並びに磯原1丁目並びに磯原4丁目並びに磯原5丁目並びに磯原6丁目並びに華川町車字下駒木並びに華川町白場字駒木並びに関南町仁井田字松合、字前丁田、字原島、字古川、字川原崎、字池田、字井戸上及び字竹ノ花並びに関南町神岡下字北浜田の各一部の区域を加える。

茨城県告示第377号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 牛久市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
竜ヶ崎・牛久都市計画下水道事業 牛久市公共下水道
- 3 事業期間 昭和51年2月9日から  
平成23年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

## 茨城県告示第378号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者の茨城県収入証紙の売りさばき人指定を取り消した。

平成21年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定取消年月日 平成21年 3月10日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）  
ひたちなか市釈迦町 5 - 10  
根 本 喜美子

## 茨城県告示第379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業門部坏・下河原地区（全換地区）に係る換地処分をした。

平成21年 3月19日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 川 久 保 隆

（選挙管理委員会）

## 茨城県選挙管理委員会告示第15号

平成20年11月23日執行の茨城県議会議員守谷市選挙区補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成21年 3月19日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成20年11月23日執行 茨城県議会議員守谷市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）  
7,755,200円

- 3 報告書の要旨  
(守谷市選挙区)

| 候補者氏名             | 梶岡 博樹 | 所属党派 | 無 所 属 | 期間     | 平成20年11月1日から<br>第1回分 |
|-------------------|-------|------|-------|--------|----------------------|
| 出納責任者氏名           | 阿久津 強 |      |       | 期間     | 平成20年12月8日まで         |
| 収 入               |       |      |       | 支 出    |                      |
| 主たる寄附<br>(氏名、団体名) |       | (職業) | (寄附額) | 人件費    | 135,000円             |
|                   |       |      |       | 家屋費    | 36,750円              |
|                   |       |      |       | 選挙事務所費 | 36,750円              |
|                   |       |      |       | 集会会場費  | 0円                   |
|                   |       |      |       | 通信費    | 0円                   |
|                   |       |      |       | 交通費    | 0円                   |
|                   |       |      |       | 印刷費    | 239,900円             |

|        |    |          |     |          |
|--------|----|----------|-----|----------|
|        |    |          | 広告費 | 340,850円 |
|        |    |          | 文具費 | 0円       |
|        |    |          | 食料費 | 0円       |
|        |    |          | 休泊費 | 0円       |
|        |    |          | 雑費  | 99円      |
| その他の寄附 | 0件 | 0円       |     |          |
| その他の収入 |    | 752,500円 |     |          |
| 今回計    |    | 752,500円 | 今回計 | 752,599円 |
| 前回計    |    | 0円       | 前回計 | 0円       |
| 総 計    |    | 752,500円 | 総 計 | 752,599円 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項目           | 金額       |
|--------------|--------------|----------|
|              | ポスターの作成      | 149,600円 |
|              | 計            | 149,600円 |
| 報告書受理年月日     | 平成20年12月 8 日 | 第 1 回報告分 |

|           |       |         |       |                            |
|-----------|-------|---------|-------|----------------------------|
| 候 補 者 氏 名 | 梶岡 博樹 | 所 属 党 派 | 無 所 属 | 平成20年12月26日から<br>期間 第 2 回分 |
| 出納責任者氏名   | 阿久津 強 |         |       | 平成21年 1 月 5 日まで            |

| 収 入                |      |       | 支 出    |      |
|--------------------|------|-------|--------|------|
| 主たる寄附<br>(氏名, 団体名) | (職業) | (寄附額) | 人件費    | 0円   |
|                    |      |       | 家屋費    | 0円   |
|                    |      |       | 選挙事務所費 | 0円   |
|                    |      |       | 集会会場費  | 0円   |
|                    |      |       | 通信費    | 481円 |
|                    |      |       | 交通費    | 0円   |
|                    |      |       | 印刷費    | 0円   |
|                    |      |       | 広告費    | 0円   |
|                    |      |       | 文具費    | 0円   |
|                    |      |       | 食料費    | 0円   |
|                    |      |       | 休泊費    | 0円   |
|                    |      |       | 雑費     | 923円 |
| その他の寄附             | 0件   | 0円    |        |      |
| その他の収入             |      | 0円    |        |      |

|     |          |     |          |
|-----|----------|-----|----------|
| 今回計 | 0円       | 今回計 | 1,404円   |
| 前回計 | 752,500円 | 前回計 | 752,599円 |
| 総 計 | 752,500円 | 総 計 | 754,003円 |

報告書受理年月日 平成21年 2月 5日 第 2 回報告分

|           |       |         |       |                             |
|-----------|-------|---------|-------|-----------------------------|
| 候 補 者 氏 名 | 梶岡 博樹 | 所 属 党 派 | 無 所 属 | 平成21年 1月28日から<br>期 間 第 3 回分 |
| 出納責任者氏名   | 阿久津 強 |         |       | 平成21年 1月28日まで               |

| 収 入                |      |          | 支 出    |          |
|--------------------|------|----------|--------|----------|
| 主たる寄附<br>(氏名, 団体名) | (職業) | (寄附額)    |        |          |
|                    |      |          | 人件費    | 0円       |
|                    |      |          | 家屋費    | 0円       |
|                    |      |          | 選挙事務所費 | 0円       |
|                    |      |          | 集会会場費  | 0円       |
|                    |      |          | 通信費    | 0円       |
|                    |      |          | 交通費    | 0円       |
|                    |      |          | 印刷費    | 0円       |
|                    |      |          | 広告費    | 0円       |
|                    |      |          | 文具費    | 0円       |
|                    |      |          | 食料費    | 0円       |
|                    |      |          | 休泊費    | 0円       |
|                    |      |          | 雑費     | 95円      |
| その他の寄附             | 0件   | 0円       |        |          |
| その他の収入             |      | 0円       |        |          |
| 今回計                |      | 0円       | 今回計    | 95円      |
| 前回計                |      | 752,500円 | 前回計    | 754,003円 |
| 総 計                |      | 752,500円 | 総 計    | 754,098円 |

報告書受理年月日 平成21年 3月 4日 第 3 回報告分

(守谷市選挙区)

|           |       |         |       |                             |
|-----------|-------|---------|-------|-----------------------------|
| 候 補 者 氏 名 | 川又 昭宏 | 所 属 党 派 | 民 主 党 | 平成20年10月30日から<br>期 間 第 1 回分 |
| 出納責任者氏名   | 川又 昭宏 |         |       | 平成20年12月 3日まで               |

| 収 入                |      |          | 支 出    |          |
|--------------------|------|----------|--------|----------|
| 主たる寄附<br>(氏名, 団体名) | (職業) | (寄附額)    |        |          |
| 民主党茨城県総支部連合会       | 政党   | 900,000円 | 人件費    | 435,000円 |
|                    |      |          | 家屋費    | 671,475円 |
|                    |      |          | 選挙事務所費 | 671,475円 |



|        |     |            |       |            |
|--------|-----|------------|-------|------------|
| 高木 征一  | 自営業 | 10,000円    | 集会会場費 | 0円         |
| 町井 忠夫  | 無職  | 10,000円    | 通信費   | 0円         |
| 小野田とし子 | 無職  | 127,500円   | 交通費   | 3,104円     |
| 松尾 美佳  | 無職  | 30,000円    | 印刷費   | 879,546円   |
|        |     |            | 広告費   | 340,095円   |
|        |     |            | 文具費   | 8,015円     |
|        |     |            | 食料費   | 175,271円   |
|        |     |            | 休泊費   | 0円         |
|        |     |            | 雑費    | 60,971円    |
| その他の寄附 | 0件  | 0円         |       |            |
| その他の収入 |     | 2,000,000円 |       |            |
| 今回計    |     | 3,077,500円 | 今回計   | 2,573,477円 |
| 前回計    |     | 0円         | 前回計   | 0円         |
| 総 計    |     | 3,077,500円 | 総 計   | 2,573,477円 |

|              | 項目       | 金額           |
|--------------|----------|--------------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ポスターの作成  | 704,900円     |
|              | 計        | 704,900円     |
|              | 報告書受理年月日 | 平成20年12月 8 日 |
|              |          | 第 1 回報告分     |

|           |       |         |       |                |
|-----------|-------|---------|-------|----------------|
| 候 補 者 氏 名 | 川又 昭宏 | 所 属 党 派 | 民 主 党 | 平成20年12月18日から  |
| 出納責任者氏名   | 川又 昭宏 |         |       | 期間 第 2 回分      |
|           |       |         |       | 平成21年 1 月28日まで |

| 収 入       |      |       |  | 支 出    |         |
|-----------|------|-------|--|--------|---------|
| 主たる寄附     |      |       |  | 人件費    | 0円      |
| (氏名, 団体名) | (職業) | (寄附額) |  | 家屋費    | 0円      |
|           |      |       |  | 選挙事務所費 | 0円      |
|           |      |       |  | 集会会場費  | 0円      |
|           |      |       |  | 通信費    | 39,473円 |
|           |      |       |  | 交通費    | 0円      |
|           |      |       |  | 印刷費    | 0円      |
|           |      |       |  | 広告費    | 0円      |
|           |      |       |  | 文具費    | 0円      |
|           |      |       |  | 食料費    | 0円      |
|           |      |       |  | 休泊費    | 0円      |
|           |      |       |  | 雑費     | 5,146円  |

|        |    |            |     |            |
|--------|----|------------|-----|------------|
| その他の寄附 | 0件 | 0円         |     |            |
| その他の収入 |    | 0円         |     |            |
| 今回計    |    | 0円         | 今回計 | 44,619円    |
| 前回計    |    | 3,077,500円 | 前回計 | 2,573,477円 |
| 総 計    |    | 3,077,500円 | 総 計 | 2,618,096円 |

報告書受理年月日 平成21年 2月27日 第 2 回報告分

(守谷市選挙区)

|           |      |         |       |                              |
|-----------|------|---------|-------|------------------------------|
| 候 補 者 氏 名 | 中山 秀 | 所 属 党 派 | 無 所 属 | 平成20年11月10日から<br>期 間 第 1 回 分 |
| 出納責任者氏名   | 中山 秀 |         |       | 平成20年12月 1日まで                |

| 収 入                |      |            | 支 出    |            |
|--------------------|------|------------|--------|------------|
| 主たる寄附<br>(氏名, 団体名) | (職業) | (寄附額)      | 項目     | 金額         |
| 斎藤 政住              | 会社役員 | 10,000円    | 人件費    | 1,209,600円 |
| 小野 幸子              | 団体職員 | 40,000円    | 家屋費    | 0円         |
| 寺田 享子              | 団体職員 | 40,000円    | 選挙事務所費 | 0円         |
| 中村 節子              | 団体職員 | 40,000円    | 集会会場費  | 0円         |
| 塩谷 佐代美             | 団体職員 | 30,000円    | 通信費    | 0円         |
| 倉持 絹子              | 団体職員 | 30,000円    | 交通費    | 141,922円   |
| 岩田 せつ子             | 団体職員 | 20,000円    | 印刷費    | 578,850円   |
| 山田 暁子              | 団体職員 | 20,000円    | 広告費    | 668,850円   |
| 岩田 久美子             | 団体職員 | 20,000円    | 文具費    | 3,277円     |
| 小杉 紀子              | 団体職員 | 20,000円    | 食料費    | 149,150円   |
| 岩田 裕子              | 団体職員 | 20,000円    | 休泊費    | 0円         |
| 瀬尾 孝子              | 団体職員 | 10,000円    | 雑費     | 6,367円     |
| 坂 実                | 自営業  | 135,000円   |        |            |
| その他の寄附             | 0件   | 0円         |        |            |
| その他の収入             |      | 1,906,000円 |        |            |
| 今回計                |      | 2,341,000円 | 今回計    | 2,758,016円 |
| 前回計                |      | 0円         | 前回計    | 0円         |
| 総 計                |      | 2,341,000円 | 総 計    | 2,758,016円 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項目      | 金額       |
|--------------|---------|----------|
|              | ポスターの作成 | 417,150円 |
|              | 計       | 417,150円 |

報告書受理年月日 平成20年12月 8日 第 1 回報告分

|                    |               |            |       |                            |
|--------------------|---------------|------------|-------|----------------------------|
| 候補者氏名              | 中山 秀          | 所属党派       | 無 所 属 | 平成20年12月25日から<br>期間 第 2 回分 |
| 出納責任者氏名            | 中山 秀          |            |       | 平成21年 1 月 7 日まで            |
| 収入                 |               |            |       | 支出                         |
| 主たる寄附<br>(氏名, 団体名) | (職業)          | (寄附額)      |       | 人件費 0円                     |
|                    |               |            |       | 家屋費 0円                     |
|                    |               |            |       | 選挙事務所費 0円                  |
|                    |               |            |       | 集会会場費 0円                   |
|                    |               |            |       | 通信費 13,904円                |
|                    |               |            |       | 交通費 0円                     |
|                    |               |            |       | 印刷費 0円                     |
|                    |               |            |       | 広告費 0円                     |
|                    |               |            |       | 文具費 0円                     |
|                    |               |            |       | 食料費 0円                     |
|                    |               |            |       | 休泊費 0円                     |
|                    |               |            |       | 雑費 5,222円                  |
| その他の寄附             | 0件            | 0円         |       |                            |
| その他の収入             |               | 19,126円    |       |                            |
| 今回計                |               | 19,126円    |       | 今回計 19,126円                |
| 前回計                |               | 2,341,000円 |       | 前回計 2,758,016円             |
| 総 計                |               | 2,360,126円 |       | 総 計 2,777,142円             |
| 報告書受理年月日           | 平成21年 1 月 9 日 |            |       | 第 2 回報告分                   |

茨城県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成21年 3 月19日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体設立の状況（平成21年 2 月 1 日から28日まで）

1 その他の政治団体

| 政治団体の名称       | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地                | 政治資金規正法第19条第1項第1号に該当 | 政治資金規正法第19条第1項第2号に該当 | 公職の候補者の氏名 | 公職の種類 | 届出年月日     |
|---------------|--------|----------|---------------------------|----------------------|----------------------|-----------|-------|-----------|
| 茨城県民の会        | 伊藤 博   | 海野 隆     | 那珂市中台212番地1               |                      |                      |           |       | H21. 2. 2 |
| 海野隆後援会        | 伊藤 博   | 海野 徹     | 那珂市中台212番地1               |                      |                      |           |       | H21. 2. 2 |
| 日本弁護士政治連盟茨城支部 | 関 周行   | 篠崎 和則    | 水戸市大町2丁目2番75号<br>茨城県弁護士会内 |                      |                      |           |       | H21. 2.10 |
| 政和会           | 生井 克也  | 飛気 政司    | 結城郡八千代町菅谷594-4            |                      |                      |           |       | H21. 2.12 |

茨城県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 3月19日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体異動の状況（平成21年 2月 1日から28日まで）

|   | 政治団体の名称           | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 政治資金規正法第19条第1項第1号に該当する議員関係政治団体 | 政治資金規正法第19条第1項第2号に該当する議員関係政治団体 | 公職の候補者の氏名 | 公職の種類     | 届出年月日 |
|---|-------------------|--------|----------|------------|--------------------------------|--------------------------------|-----------|-----------|-------|
| 新 | 公明党茨城第五総支部        |        | 茶谷 巖     |            |                                |                                |           | H21. 2. 3 |       |
| 旧 |                   |        | 倉石 進     |            |                                |                                |           |           |       |
| 新 | 公明党茨城第七総支部        |        | 中島 亨一    |            |                                |                                |           | H21. 2. 3 |       |
| 旧 |                   |        | 中島 亮一    |            |                                |                                |           |           |       |
| 新 | 永山たかやす後援会         | 田尻 友一  |          |            |                                |                                |           | H21. 2. 6 |       |
| 旧 |                   | 大内 健一  |          |            |                                |                                |           |           |       |
| 新 | 若人の会              | 鉄炮塚剛士  |          |            |                                |                                |           | H21. 2.10 |       |
| 旧 |                   | 溝口 明洋  |          |            |                                |                                |           |           |       |
| 新 | 松本勝久後援会           | 米川 誠   | 大津 忠保    |            |                                |                                |           | H21. 2.12 |       |
| 旧 |                   | 鶴賀 賢二  | 横山 誠     |            |                                |                                |           |           |       |
| 新 | 自由民主党東日本ときわ会茨城県支部 |        | 柏 康男     |            |                                |                                |           | H21.2.13  |       |
| 旧 |                   |        | 小澤 保     |            |                                |                                |           |           |       |

|   | 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地         | 政治資金規正法第19条第7項第1号に該当する議員政治団体 | 政治資金規正法第19条第7項第2号に該当する議員政治団体 | 公職の候補者の氏名 | 公職の種類 | 届出年月日     |
|---|----------|--------|----------|--------------------|------------------------------|------------------------------|-----------|-------|-----------|
| 新 | 白ゆり会     |        |          | 石岡市茨城2 - 22 - 13   |                              |                              |           |       | H21. 2.16 |
| 旧 |          |        |          | 石岡市旭台3 - 4 - 18    |                              |                              |           |       |           |
| 新 | 自民党千代川支部 |        | 櫻井 鐵夫    |                    |                              |                              |           |       | H21. 2.18 |
| 旧 |          |        | 塚田 辰夫    |                    |                              |                              |           |       |           |
| 新 | 高梨恭子後援会  | 高梨 朋哉  | 石井 淑恵    |                    |                              |                              |           |       | H21. 2.20 |
| 旧 |          | 平松 静也  | 黒須由紀夫    |                    |                              |                              |           |       |           |
| 新 | 同仁会      | 横島 宏一  | 飯田 一男    |                    |                              |                              |           |       | H21. 2.23 |
| 旧 | 同仁會      | 岡田 勉   | 山口 明     |                    |                              |                              |           |       |           |
| 新 | 山崎裕子後援会  |        |          | 守谷市本町4125番地2       |                              |                              |           |       | H21. 2.27 |
| 旧 |          |        |          | 守谷市みずき野4 - 11 - 12 |                              |                              |           |       |           |

茨城県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年 3 月19日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体解散の状況（平成21年 2 月 1 日から28日まで）

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地          | 届出年月日     |
|------------|---------|----------|---------------------|-----------|
| 和光会        | 桜 井 憲之助 | 加倉田 繫    | 常総市水海道森下町4359 - 2   | H21. 2. 2 |
| 大畠章宏と共に歩む会 | 前 田 真 一 | 木 村 憲 治  | 水戸市笠原町1267番地3       | H21. 2. 2 |
| 新生石岡の会     | 佐 野 純 二 | 鈴 木 武 壽  | 石岡市東石岡3 - 15 - 28   | H21. 2. 4 |
| 山田寛志後援会    | 山 田 勝   | 山 田 恵 子  | つくば市真瀬147           | H21. 2. 9 |
| 猿田れい後援会    | 猿 田 ニコス | 河 口 富 義  | 取手市市宿2 - 16 - 45    | H21. 2.17 |
| 萩原ひろし後援会   | 萩 原 廣   | 萩 原 廣    | 桜川市西小埜1758 - 12     | H21. 2.18 |
| 坂本禎子後援会    | 坂 本 禎 子 | 坂 本 禎 子  | つくば市森の里29 - 6       | H21. 2.18 |
| 小堀行広後援会    | 小 堀 行 広 | 小 堀 行 広  | 東茨城郡大洗町東光台15 - 11   | H21. 2.24 |
| 青山正一後援会    | 青 山 正 一 | 青 山 正 一  | 稲敷郡阿見町中央5 - 21 - 3  | H21. 2.24 |
| 滋野千代子後援会   | 滋 野 千代子 | 滋 野 千代子  | 猿島郡五霞町原宿台3 - 15 - 2 | H21. 2.24 |

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名    | 会計責任者の氏名  | 主たる事務所の所在地         | 届出年月日     |
|-----------|-----------|-----------|--------------------|-----------|
| 高野清美後援会   | 高 野 清 美   | 高 野 清 美   | 牛久市刈谷町 1 - 73      | H21. 2.24 |
| 塚本高一後援会   | 塚 本 高 一   | 塚 本 高 一   | 稲敷郡美浦村大谷1732 - 4   | H21. 2.24 |
| 張替誠後援会    | 張 替 誠     | 張 替 誠     | 坂東市沓掛4505 - 110    | H21. 2.24 |
| 萩谷寿蔵後援会   | 萩 谷 寿 蔵   | 萩 谷 寿 蔵   | 東茨城郡茨城町越安682 - 3   | H21. 2.24 |
| 国井利昭後援会   | 国 井 利 昭   | 国 井 利 昭   | 稲敷市神宮寺366          | H21. 2.24 |
| 小川よしひろ後援会 | 小 川 喜 廣   | 小 川 喜 廣   | 日立市田尻町 4 - 4 - 4   | H21. 2.24 |
| 田山知賀子後援会  | 田 山 知 賀 子 | 田 山 知 賀 子 | 水戸市双葉台 1 - 19 - 11 | H21. 2.25 |

茨城県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の解散の届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 3月19日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

資金管理団体解散の状況（平成21年 2月 1日から28日まで）

| 届出者氏名<br>(代表者氏名) | 公職の種類        | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地           | 届出年月日     |
|------------------|--------------|-----------|----------------------|-----------|
| 猿 田 ニコス          | 取手市議会議員（候補者） | 猿田れい後援会   | 取手市台宿 2 - 16 - 45    | H21. 2.17 |
| 萩 原 廣            | 桜川市議会議員（元）   | 萩原ひろし後援会  | 桜川市西小埜1758 - 12      | H21. 2.18 |
| 坂 本 禎 子          | つくば市議会議員（元）  | 坂本禎子後援会   | つくば市森の里29 - 6        | H21. 2.18 |
| 小 堀 行 広          | 大洗町議会議員（元）   | 小堀行広後援会   | 東茨城郡大洗町東光台15 - 11    | H21. 2.24 |
| 青 山 正 一          | 阿見町議会議員（元）   | 青山正一後援会   | 稲敷郡阿見町中央 5 - 21 - 3  | H21. 2.24 |
| 滋 野 千代子          | 五霞町議会議員（元）   | 滋野千代子後援会  | 猿島郡五霞町原宿台 3 - 15 - 2 | H21. 2.24 |
| 高 野 清 美          | 牛久市議会議員（元）   | 高野清美後援会   | 牛久市刈谷町 1 - 73        | H21. 2.24 |
| 塚 本 高 一          | 美浦村議会議員（元）   | 塚本高一後援会   | 稲敷郡美浦村大谷1732 - 4     | H21. 2.24 |
| 張 替 誠            | 坂東市議会議員（元）   | 張替誠後援会    | 坂東市沓掛4505 - 110      | H21. 2.24 |
| 萩 谷 寿 蔵          | 茨城町議会議員（元）   | 萩谷寿蔵後援会   | 東茨城郡茨城町越安682 - 3     | H21. 2.24 |
| 国 井 利 昭          | 稲敷市議会議員（元）   | 国井利昭後援会   | 稲敷市神宮寺366            | H21. 2.24 |
| 小 川 喜 廣          | 日立市議会議員（元）   | 小川よしひろ後援会 | 日立市田尻町 4 - 4 - 4     | H21. 2.24 |
| 田 山 知 賀 子        | 水戸市議会議員（元）   | 田山知賀子後援会  | 水戸市双葉台 1 - 19 - 11   | H21. 2.25 |

(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会告示第 2 号

昭和42年 5 月 8 日茨城県人事委員会告示第 3 号で告示した県内旅行起点表の一部を次のように改正し、平成21年 4 月 1 日以後に出発する旅行から適用する。

平成21年 3 月19日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

別表第 2 牛久市の部中「上柏田 1 丁目から 4 丁目まで」を「上柏田一丁目から四丁目まで」に改め、「栄町 1 丁目から 6 丁目まで」を「栄町一丁目から六丁目まで」に改め、「さくら台二丁目から四丁目まで」の次に「、ひたち野西一丁目から四丁目まで、ひたち野東一丁目から五丁目まで」を加え、「刈谷町 1 丁目から 5 丁目まで」を「刈谷町一丁目から五丁目まで」に改める。

別表第 2 日立市の部中「折笠町」の次に「、折笠町一丁目」を加える。

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成21年 5 月 7 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成21年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成21年 3 月 6 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 心歩きの杜

3 代表者の氏名

坂 入 一 己

4 主たる事務所の所在地

茨城県土浦市富士崎 1 丁目 4 番26号 鈴木第 2 ビル301号室

5 定款に記載された目的

この法人は、世の中で居場所の見つからない人や、災害や様々な困難に直面して、心悩んでいる人たちとお互いに支えあいながら、人に役立つような「心歩きの杜」で、自給自足の小さな里をくりこま高原を望む宮城県栗原の地につくり、生甲斐を感じられる環境づくりに寄与することを目的としています。

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成21年 5 月11

日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において  
公衆の縦覧に供する。

平成21年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成21年 3 月 9 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 助け合いなかさと

3 代表者の氏名

石 川 諒 一

4 主たる事務所の所在地

茨城県日立市下深荻町271番地の 2

5 定款に記載された目的

この法人は、日立市中里地区及びその周辺地域の住民に対して、公共交通不便の解消のために乗り合いタクシーの運行に関する事業を行い、高齢者等の通院、学生・児童の通学及び一般の買い物等で、地域住民の生活利便性の向上を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

都市計画の図書の縦覧

石岡都市計画防火地域及び準防火地域の変更に伴い、石岡市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成21年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

防火地域及び準防火地域

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

石岡都市計画用途地域の変更に伴い、石岡市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成21年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課



## 都市計画の図書の縦覧

石岡都市計画特別用途地区の変更に伴い、石岡市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成21年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

特別用途地区（地域共生型工業地区）

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成21年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小美玉市三箇字上山野206番1，同番2，同番3，同番7

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都大田区新蒲田一丁目22番18号

岡田板金株式会社

代表取締役 増 田 道 造

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

潮来市須賀南134番，135番

## 2 事業主の住所及び氏名

潮来市須賀2907番地

社会福祉法人水郷めぐみ会

理事長 平 山 豊 治

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市下根町字坊山990番14，同番15

## 2 事業主の住所及び氏名

牛久市下根町990番14

社会福祉法人 えがお

理事長 渡 邊 力

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市本町字中割3913番1，3914番2

## 2 事業主の住所及び氏名

守谷市けやき台二丁目11番地7 (グリーンパークハイツ201)

高 橋 修, 高 橋 陽 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市岩井字石橋3022番

2 事業主の住所及び氏名

坂東市みどり町10番9号

渡 辺 喜 一

## 正 誤

平成21年 3月 2日付け茨城県報第2058号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行          | 誤                        | 正                                     |
|-----|------------|--------------------------|---------------------------------------|
| 4   | 下から<br>5行目 | 国の行政機関の長又は知事その他の執行機<br>関 | 知事等, 国の行政機関の長又は他の地方公<br>共団体の長その他の執行機関 |

平成21年 3月 9日付け茨城県報第2060号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤        | 正        |
|-----|-------|----------|----------|
| 14  | 上から23 | 鹿島       | 鹿嶋       |
| 14  | 上から30 | 掘割三丁目まで  | 堀割三丁目まで  |
| 17  | 上から26 | 嘉良寿里     | 嘉良寿理     |
| 22  | 上から 4 | 赤法化      | 赤法花      |
| 22  | 上から48 | 藤が丘三丁目まで | 藤が原三丁目まで |
| 32  | 上から36 | 伊佐衛門新田町  | 伊左衛門新田町  |
| 32  | 上から63 | 西ノ台南平沼   | 西ノ台南, 平沼 |

平成21年 3月12日付け茨城県報第2061号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤                                             | 正                                             |
|-----|-------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 1   | 上から21 | 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サ<br>ービス事業者の指定 (8件) (障害福祉課) | 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サ<br>ービス事業者の指定 (7件) (障害福祉課) |
| 1   | 上から22 | 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援<br>施設の指定 (障害福祉課)          | 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援<br>施設の指定 (2件) (障害福祉課)     |

平成21年 3月12日付け茨城県報第2061号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤  | 正  |
|-----|-------|----|----|
| 6   | 上から23 | 鹿島 | 鹿嶋 |
| 6   | 上から32 | 鹿島 | 鹿嶋 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)